

令和2年3月 定例教育委員会 会議録 要旨

1 日 時

令和2年3月26日（木）

開会 午前9時30分 閉会 午前

2 場 所

市役所西館 2-6 会議室

3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 大庭委員 今村委員 飯盛委員 荒牧委員 白木原委員 吉田委員

欠席者 なし

4. 会議出席職員

山口教育部長 江頭学校教育担当部長 高塚教育総務課長 松尾保育幼稚園課長 深町生涯学習課長 古庄文化課長 副島教育総務課副課長 西村保育幼稚園課副課長 松本教育総務課庶務係長 山下教育総務課庶務係主査

5 教育長の報告事項

- ・ちょうど一箇月前の2月に安倍総理が全国一斉の休校を要請され、3月3日からの臨時休校になった。ここ一箇月はさまざまなことに対応するため、工夫をしながら危機対応をしているところ。
- ・本来なら春の陽気で過ごしやすく。別れと出会いの節目の時を迎え希望のときであるが、まだいろいろな不安があるという状況のなかで、規模縮小しながらも卒園式・卒業式・修了式を終えたことは本当によかった。
- ・コロナウイルスの今までの経過・経緯について説明する。
- ・2月27日（金）の休校要請を受けてその週末これについて対応をし、3月3日から最終的には24日まで臨時休校となった。子どもたちの居場所ということで家庭に保育をお願いするなかでどうしても無理だという保護者については、児童クラブ連絡会にお願いして、延長して朝から見ていただくような形をとった。その中で、7日の土曜日に中学校と芦刈観瀾校の卒業証書授与式を、来賓なし、我々教育委員会からも出席をせずに規模を縮小し挙行了した。
- ・コロナウイルス感染症対策について小城市では2月28日から3月10日まで6回小城市対策本部会議を開催している。
- ・11日第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議。11日には、実は3月16日から学校再開という形で保護者さんにメールを出したところだが、13日の第8回の対策本部会議、このときに佐賀県初で佐賀市のほうで感染者が確認されたということで、急遽再開をやめにするという話し合いを週末に行った。
- ・14日の土曜日、臨時校長会、教育委員会の対策部であるコロナウイルス感染症教育対策部において、保護者のほうには臨時休校を継続する、最初は再開と出したが、急遽また感染者が出たので休校を延長するという方針決定し、休校延長情報を14日に流した。また16日からの臨時休校延長の場合の放課後児童クラブの対応は朝からは無理だということで、学校で受入れをするということを同日の臨時校長会で確認をしながら同日に通知を行った。
- ・15日日曜これまでの対応について議会に報告。
- ・16日から臨時休校が延長。

- ・ 17 日、公立幼稚園等の卒園式縮小で開催。
- ・ 18 日、第 10 回コロナウイルス対策本部会議。スポーツ施設、福祉施設を一斉に 3 月 20 日から 3 月 31 日まで休館を決定。部活動が 25 日、昨日から再開をしているが、各学校について、津武館で牛津中学校の柔道、剣道、芦刈文体の柔道場、これは特性のある種目のため、この部活動のみが社会体育施設を使う、それ以外については使わないというような形で、部活動のみの使用。
- ・ 19 日、小学校卒業式縮小で開催
- ・ 21 日土曜、公立保育園の卒園式も縮小で開催。
- ・ 23 日、第 11 回感染症対策本部会議において、24 日までは臨時休校だったが、25 日以降、春休みと年度当初の対応について協議。4 月 6 日の始業式は通常どおり、中学校の部活動を 25 日から再開するという確認。
- ・ 24 日、各校修了式。このときに教職員の人事異動の報道等も出て、辞任式も各学校で行っている。2 校が放送による修了式、辞任式、その他の 9 校は体育館で配慮しながら実施。
- ・ 明日、27 日コロナウイルス対策本部会議が予定。3 月 31 日まで各施設等が休館になっているため 4 月 1 日以降のことについての話をする予定。
- ・ 議会、3 月 2 日に開会。
- ・ 3 月 3 日から 6 日に一般質問。学校給食の運営方針について、特に新学校給食センターについての質問と、委託業者が変わる放課後児童クラブ運営事業について等の質問あり。
- ・ 9 日、議案質疑。
- ・ 12 日、文教厚生常任委員会。
- ・ 18 日、閉会。全議案可決、承認。議会も他の市町では、一般質問が取りやめになったところもあるが、小城市の場合は通常どおりで閉会をしているところ。
- ・ 19 日、相原一郎氏に事業報告。基金を使った事業展開が今年度で終了したものと 7 回の東京研修についての感謝と報告。
- ・ 24 日、放課後児童クラブの支援員さんの不安解消のため市長との意見交換会実施。
- ・ 今日が定例教育委員会で、学校では今日、転入者の事前説明会が実施
- ・ コロナウイルス対応のために若干年度当初のやり方が変わっている。以下、予定ということで、4 月 1 日の辞令交付式、年度始め式については、今のところ教育委員さん方には来ていただかなくていいような形で省略形になるだろうと思っている。
- ・ 4 月 3 日の新任教職員赴任式については、大会議室を使って、3 条件を満たすような形で行いたいと思っている。恐らく教育委員の皆様方には 3 日の赴任式がスタートという形になるだろう。
- ・ 本当にこの 1 箇月、普通とか、通常とか、当たり前というのが、そうじゃないと。ある意味、いろんなことで考えさせられる一面もあったし、今後、それを生かしていかなければいけないということと、やはり安心・安全、命、健康を第一優先しながら連携もしっかり取っていかなければいけないということ、協力も得ていかなければいけないということ。判断の難しさは、しっかり理解を得ながら進めていくべきと感じたところ。

【意見・質問】

なし

6 議 事

第 1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（公開）

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 32 号】

小城市給付型育英資金条例施行規則

【説明】

◇教育総務課長が説明

小城市給付型育英資金条例の制定に伴い、同条例施行規則を定める必要があるため。
運用に関するものをこの規則で定めているところ。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 33 号】

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

【説明】

◇教育総務課長が説明

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則を改正する必要がある。

改正後の案として、第 57 条の 2 に追加をしている業務量の適正な管理としての条項を設けている。文部科学省から公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが出され、市町の規則の中にも条文を追記するようにとのことから、第 1 項には 1 箇月の時間外の勤務の上限を 45 時間とし、また第 2 号には 1 年に行う時間外勤務の上限を 360 時間としている。

第 2 項には教職員が児童・生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合として、第 2 項第 1 号には 1 箇月の上限を 100 時間未満、また第 2 号では、1 年については上限を 720 時間、また第 3 号では、直前の 1 箇月から 5 箇月を加えたというところで半年の平均で 80 時間を超えないようにすることなどとしている。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 34 号】

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正する告示

【説明】

◇教育総務課長が説明

小城市立小・中学校事務共同実施組織の設置目的を明確にするため、引用条文を変更する必要があるため

【意見・質問】

○D 委員

点線の矢印が現行で、これは事務職員の部分が生きているということか。

○教育長

簡単に言うと、第 36 条の項目ではなく、45 条の運営支援室にかからないといけないということ。

○D 委員

承知した。

【結果】

承認

【議案第 35 号】

小城市学校区設定に関する規則の一部を改正する規則

【説明】

◇教育総務課長が説明

小城町雇用促進住宅の区域名が小城町ビレッジハウス小城に変更されることに伴い、規則の一部を改正する必要があるため。「雇用促進小城宿舍」を改正後、「ビレッジハウス小城」とする。

【意見・質問】

○D 委員

以前の雇用促進小城宿舍の頃、ここに入居されている方たちに対しては退室を進められた経緯があるが、運営はどこが行っているのか。どういう経緯で変更されたのか？

○教育総務課長

雇用促進住宅というものが事業として撤退をされるという中で、どこが受け手で事業をされるかというところで話があったと記憶をしている。その当時、事業撤退に伴い、新しい入居者を募集していなかった期間とか、そういったところがあると思うので、確かに居住者は減少している。

今回、それを自治体で受けるのか、そういった議論のある中でビレッジハウスが事業として取られたというところで、旧来の雇用促進という名前ではなくして、ビレッジハウス小城という事業主体があがっている。

○F 委員

完全に民間で運営されるということか。2 棟あるが、南の 1 棟だけ看板が新しくなっているが。

○教育長

この件は調べて委員の皆様へはお知らせすることとする。

【結果】

承認

【議案第 36 号】

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

【説明】

◇保育幼稚園課長が説明

幼児教育・保育の無償化に伴って給食費が所得に応じて免除という家庭が出てきた。その分の免除規定を追加するもの。

現在小城市の学校給食センターから就学前施設に給食を配送してもらっているのは公立幼稚園のみ。保育園は各園で自園調理のため、この学校給食センター管理運営規則に就学前で三日月幼稚園と晴田幼稚園が該当となる。

今までは要保護・準要保護の小学校学齢児だけが減免の対象だったのが、今回から就学

前の子どもも、幼児教育無償化に該当する子どものうち大体年収 360 万円未満の世帯については減免になるということ。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 37 号】

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

【説明】

◇生涯学習課長が説明

小城市教育委員会事務局組織の生涯学習課所管係の見直しに伴い、規則の一部を改正する必要があるため。

生涯学習課について現在、ドゥイング三日月で業務を行っている。現行では社会教育係、社会体育係と 4 つの公民館係だが、4 月以降について、この 3 係のまま運用することは、合理性に欠けるため、社会教育係、社会体育係、三日月公民館係を 2 つの係にまとめている。それが生涯学習・三日月公民館係と社会教育施設係ということ。

業務としては、ソフト事業の部分については生涯学習・三日月公民館係、また生涯学習課の施設に関する部分を社会教育施設係が担うという変更。

小城公民館、牛津公民館、芦刈公民館については、現状どおり。

【意見・質問】

○D 委員

生涯学習課は三日月公民館に置かれるということか。市役所教育委員会フロアの中に今まで生涯学習課があったが。

○生涯学習課長

生涯学習課は 3 月 9 日から課長以下、現三日月公民館、ドゥイング三日月の事務室の中で執務を行っている。三日月公民館の事務室の中に今は課長、副課長と 3 係がいる形になる。4 月以降は係を統合し、社会体育と社会教育と三日月公民館のソフト事業の部分については生涯学習・三日月公民館係、また生涯学習課の施設に関する部分を担う社会教育施設係を設けることとした。

三日月公民館係という名称自体はそのまま残したいということで、生涯学習・三日月公民館係という名称となっている。

○D 委員

社会教育施設係というのはどこに設置されているのか。

○生涯学習課長

三日月公民館の事務室の中に設置している。条文は所在場所を示すものではなくて、単純に社会教育係と社会体育係と三日月公民館係が生涯学習・三日月公民館になり、社会教育施設係が新たに設けられたということになる。

○C 委員

国民スポーツ係はどこの所管になるのか。

○教育部長

国民スポーツ大会推進課は総務部所管。市全体を掌握してやっていただくため。

○教育長

生涯学習センターに生涯学習課があるということで係の再編をおこなっている。簡単に

言うと、東館の2階は教育総務課と学校教育課、西館の1階に保育幼稚園課、桜城館に文化課、ドゥイングに生涯学習課という形になる。国スポについては、総務部管轄になる。。

【結果】

承認

【議案第 38 号】

小城市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

◇生涯学習課長が説明

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されたため、小城市社会教育指導員規則を改正する必要がある。現在は嘱託職員という立場だが、4月より会計年度任用職員になるということで、それに伴う規則を改正する。任期は3年を超えない範囲、服務については、週4日の29時間で、1日7時間15分。指導員の報酬、費用弁償及び期末手当については、小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めるところによるということに改めるもの。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 39 号】

小城市公民分館長の設置に関する規則

【説明】

◇生涯学習課長が説明

地方公務員法及び地方自治法の改正により、小城市公民分館長が非常勤の特別職に該当しなくなったことに伴い、必要な事項を定める必要があるため、規則を制定するもの。公民分館長設置の法令根拠を、この公民分館長の設置に関する規則にすること。内容としては、これまでと全く変わっていない。地区設置で、区長設置規則に規定されている地区に公民分館長を設置するというので、ただし書きに「地域の事情に応じ設置する場合は、この限りではない。」という文言にしている。地区は181地区あるが、分館長については178人、3つの地区で1つの分館を設けるとか、そういった地区があり、ただし書きを設けているところ。職務は、公民分館長は各地区の自治公民館に関する次の業務を行う。自治公民館を拠点とした講座や体験活動等の開催、教育委員会からの情報伝達及び調査の協力、自治公民館の管理業務など。任期は、4月1日から翌年3月31日まで。報酬等は均等割3万3,000円、1世帯当たり150円ということで、これまでと同様。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 41 号】

小城市スポーツ推進委員の委嘱について

【説明】

◇生涯学習課長が説明

小城市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ基本法第32条第1項の規定により提出

するもの。

任期は、令和2年3月31日をもって任期満了。新年度からの委員の委嘱をする必要がある。現在スポーツ推進委員は記載している46名。定員に達しているのは三日月、小城・牛津は各1名少なく、芦刈は2名少ない現状。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間。今回の改正に伴い、小城については1名増、芦刈について1名減ったという状況。

○教育長

確認だが、小城はあと1名の有余があるということか。

○生涯学習課長

そのとおりである。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

第2 報告事項

【報告第47号】

小城市立保育園・幼稚園の民間移管に伴う共同保育に関する補助金交付要綱の一部を改正する規則

【説明】

◇保育幼稚園課長が説明

小城市立幼稚園・保育園の民間移管に伴う共同保育補助金の算定基準の単価等を変更したもの。

新年度、三里保育園の民営化の準備期間に入っていくなかで、来年の1月から3月まで、移管先の事業者から三里保育園に職員を派遣して、子どもたちに慣れていただいたりとか、給食の状況を見ていただいたりとか、あと行事関係の確認とかをしていただくため、人を派遣していただく。その分の賃金相当を小城市のほうで補助金として賄いたいということで、芦刈幼稚園、岩松保育園の民営化のときも、補助金を出してきたところ。この補助金が今まで日額で計算をしていたが。今回、会計年度任用職員制度に変更されたためその単価に合わせた形で、時間給、時給955円ということに変更するもの。

共同保育をされていて、結構丸一日の作業がないという日もあったため、今後は活動に応じた形でお支払いをしたい。1日当たり最大7時間勤務とする。

また条文中、保育園・幼稚園の並びは国が全てを教育・保育という並びに変えたため、幼稚園・保育園の並びに全て変えている。

【意見・質問】

○教育長

幼稚園・保育園の並びはこの順に。

○保育幼稚園課長

現状が保育園・幼稚園の並びのため改正する。

【結果】

了承

7 その他

(1) 教育委員会の共催及び名義後援事業について

【説明】

◇教育総務課庶務係長が説明

承認段階での情報で今後、コロナウイルス等、諸事情で中止というケースもあり得るかもしれない。

①佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭実行委員会/「第 24 回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭」

②土井敏邦講演・上映会実行委員会/「土井敏邦氏講演・上映会」、再申請。令和 2 年 6 月 7 日に日程が変更。

【意見・質問】

○C 委員

観桜大会は、コロナウイルスが発生すると中止と伺っていたが、競技によって順延などはあるのか。

○生涯学習課長

現時点で観桜大会について、3 月末までは中止となっているが、4 月以降の予定の部分についても、正式に中止という決定をされていないところについては、中止をされると。全九州のバレーボールの佐賀県予選があるが、これが一応観桜大会という冠を取って実施をしたいということで申出があったため、観桜大会という冠を取っていただくという形をお願いをしているところ。この大会は現時点では実施をされるが、観桜大会という冠がついたものについては、全て中止。

○教育長

今の述べられたのは高校のことか？

○生涯学習課長

高校です。4 月に佐賀県予選があるが、全九州の大会を 5 月にやはり同じ小城市でやる予定をされている。

○教育長

九州大会が小城市で予定されているのか。

○生涯学習課長

第 65 回の全九州はバレーボール総合選手権大会というもの。4 月に佐賀県予選があつて、5 月 8 日から 10 日で三日月体育館と牛津体育館と芦刈体育館で予定をされている。予選も小城で、本大会自体も小城で。

○教育長

一応冠のある観桜大会は多分全て中止になっている。この 3 月、4 月の、要するに観桜という大会自体はもうないけれども、冠をそのまま付けたまま実施されるかはまた今後こちらで把握しながら進めていかなければいけないと思っている。

○F 委員

全九州のバレーボールの県予選はちなみに期日はいつか。

○生涯学習課長

4 月 18 日と 19 日。

【結果】

了承

(2) 小城市社会人権・同和教育推進協議会の教育委員の代表役員について

【説明】

◇教育総務課長が説明

代表役員については、31 年度については飯盛委員にお願いをしていたところ、令和 2 年度には吉田委員にお願いをし、承諾をいただいたということで報告を申し上げる。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

(3) 小城市民図書館、小城市立歴史資料館及び小城市立中林梧竹記念館の特別開館について

【説明】

◇文化課長が説明

小城市民図書館条例施行規則・小城市立歴史資料館条例施行規則・小城市立中林梧竹記念館条例施行規則による休館日を特別開館することについて報告する。

上記の3施設は施行規則で、こどもの日、文化の日を除く祝日は休館日となっているが、市民の利用に供し、利用促進につなげるために、5月3日「憲法記念日」と3月20日「春分の日」を開館とする。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

(4) 新型コロナウイルスへの対応について

【説明】

◇教育部長が説明

今のところ3月25日から4月5日は春休みとするということで通知をしている。

あわせて、始業式が4月6日、これは時間短縮と感染症対策、3原則、密集しない、距離を空ける、換気をよくするという条件の下で行う。給食も4月からは開始。

入学式は、卒業式同様、来賓の参加なしということで、その他は学校で工夫をして、3原則の徹底の中でやっていただきたい。

部活動のほうも再開。昨日3月25日から始まっている。ただ、対外試合、練習試合などは自粛、練習時間の短縮、人と人との長時間の接触を避けるというように感染症対策を必ず取っていただくということを条件としている。

放課後児童クラブは通常どおり。時間的に春休みの体制のため、朝から開所。夜は19時まで。

図書館は今のところ本の貸借りのみ。ゆめぷらっと小城その他のところでは、館は開けているが、長時間いることは避けていただく。学校からは保護者宛て通知を出している。保育幼稚園課からは家庭保育の協力ということで、3月16日から家庭で保育ができる方はできるだけ家庭で保育をお願いしますという文書を差し上げている。当然、その間の保育料等の減免などがある。

学校は4月6日までで出していますけれども、保育幼稚園のほうは3月31日まで。社会体育施設、社会教育施設、要は公民館、体育館等は3月31日までは休館。佐賀市が開館ということをしっかり打ち出したので、その影響が我が市のほうにも来ている。しかし、今のところ1人目の感染者の濃厚接触者の結果は、今日までが14日で、待機になっている。27日にその結果が出るということが分かっているので、そこまでは我々としてはしっかり対応していきたい。31日まではこのまま休館でいくという考え。

明日、その結果を受けて、4月1日から開館をするを本部対策会議の中で協議する予定

○保育幼稚園課長

幼稚園は新入園児の年齢がばらばら。入園式の参加者は新入園児とその保護者のみで行

いたい。この場合に、保育園の入園式は土曜日なので、ほかの在園児の問題はないが、幼稚園が平日なので、在園児は家庭保育をお願いするということで、あくまで新入園児のみということで開催をしたい。

○教育総務課長

4月1日の辞令交付式については、今年度、教育委員の参加は見合わせる。4月3日 16 時からの教職員赴任式については、教育委員の参加をお願いしたい。

○E委員

今回の件では放課後児童クラブの方々にはしわ寄せが行って大変だったと思う。問題とか職員の心身の状態とか、混乱とかはなかったのか。

○教育総務課長

3月3日からの午前中から受入れについては、入級している子どもたちの約半数が放課後児童クラブに来ている状態。3月16日からは、16時まで学校開放で先生たちが見てくれるということで、放課後児童クラブについては14時30分から開所をしていた。このときも100%ではなくて、約半数くらいの入所の状態でありました。子どもたちは結構ストレスがたまっているので、なるべく学校の運動場とかを使わせてくれと要望があったので、学校の運動場とかを使わせてもらって、なるべくストレスがかからないよう、そういった取組を放課後児童クラブの支援員の方にはしていただいたところ。

○D委員

3月3日から休校になっているので、学習の遅れというのが生じていると思う。それを新年度になってから取り戻す期間としなければいけないと思うが、そういうことに対してどんなふうに対策を取っているのか。

○学校教育担当部長

学習のできなかった3月分が完全に、大体単元でいうと1単元ずつぐらいではなかったかと思う。その期間は自学などで進めるような感じで学校は指示を出していた。新年度の最初のところでその部分を行にあたり、実際どれくらいの期間が必要かというのは、この後、始まってみて、各学校の状況をもう少し見る必要があると思っている。

特に気になるのが、卒業する小学校6年生及び中3の子どもたち。中3の子どもたちは受験等で卒業まで近かったので、学習はほぼほぼ終わっている。小6も、つい最近の調査では、小城市内の学校は先ほどの自学も含めてほぼ学習は終えたということで、もし未履修があった場合、十分な押さえが効かなかった場合は、進学先、小城市内だけではなく、例えば、附属だとか県立とかにもその学校から申し送りをするという形を取らせていただいている。

○教育長

今の件に関しては、各学校が実態を把握できるので、どこまでが未履修で、どのくらいが足りないかというのを把握していただいて次につないでもらう。当然、2年度学校が始まってのスタートというのは、若干時間を要するかも分かりません。今後のウィルスの状況によってはどうなるか分かりませんが、必要であれば夏休みを短縮するとかいう授業時数の確保もしなければいけないことも頭の中には入れている。通常の場合で、この3週間の部分が年間を通して対応が可能であれば、通常どおりの1年間の教育課程上の推進になると思うので、実態を把握して、年度当初の状況を見ながら学校と連携を取って教育委員会が指示をするという形になると思う。

○E委員

新しい教科書の選定は小城市内では終わっているのですね

○学校教育担当部長

終わっております。

○D委員

4月にまた学校が始まるが、危険な状況が本当に見えない形で迫っているというのをやっぱり理解した上でいろいろな学校の授業とか考えていってほしい。十分考えておられると思いますけど、今、東京の状況を見たら何かすごく怖いなというふうに私も思っている。よろしくお願いします。

○教育長

今、D委員が言われたように、東京のような情報が入ると、やっぱり怖さというのは当然出てくるので、私たち判断する側としては、当然そのことは頭の中に入れなければいけない。しっかりそのことを肝に銘じて対応していきたいと思います。しっかり近隣とは連携を取らなければいけないでしょうけど、きちっと慎重に我々も対応をやっていくということを市民の方々にも理解していただく必要があると思います。

【結果】

了承

8 次回定例教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日 時】 令和2年4月23日（木） 午前9時30分～

【場 所】 小城市役所 西館2階 2－6会議室

9 議 事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（非公開）

【承認】

【議案第40号】

教育委員会事務局職員の人事異動について

【承認】

第2 協議事項

【協議第18号】

就学援助（準要保護）の認定について

【了承】

第3 報告事項

【報告第48号】

教職員の交通事故に係る服務上の措置について

【了承】

【報告第49号】

教育委員会事務局職員の復職について

【了承】

【報告第50号】

教育委員会事務局職員の育児休業について

【了承】

【報告第51号】

就学援助の認定について

【了承】